○農産物検査に関する事務処理要領の一部改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 農産物検査に関する事務処理要領Ⅰ～Ⅳ　（略）附　則（略）この要領は、令和７年５月９日から施行し、令和７年３月31日から適用する。別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル（略）地域登録検査機関の登録等の申請手続（略）  | 農産物検査に関する事務処理要領Ⅰ～Ⅳ　（略）附　則　　別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル地域登録検査機関の登録等の申請手続（略） |
| 式例第1号　農産物検査業務規程

|  |  |
| --- | --- |
| 農産物検査業務規程記載事項（例） | 作成のポイント |
| 農産物検査業務規程（登録検査機関名） |  |
| 第１条～第18条　（略）（農産物検査の結果の通知） 第19条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を請求者に通知するものとする。 なお、農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。第20条～第39条 （略）制 定 令和○年○月○日一部改正 令和○年○月○日別記様式 （略） | （略）（農産物検査の結果の通知等）  検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。  なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。 （１）請求者氏名及び住所 （２）検査結果別数量 （３）格付理由又は穀粒判別器や電気式穀粒計での  測定結果 （４）検査年月日  |

別紙２　地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル　（略）別紙３　農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル　（略）別紙４農産物検査の検査結果等報告マニュアル別表様式第1号～８号（略）様式第13号～14号（略） | 様式例第1号　農産物検査業務規程

|  |  |
| --- | --- |
| 農産物検査業務規程記載事項（例） | 作成のポイント |
| 農産物検査業務規程（登録検査機関名） |  |
| 第１条～第18条　（略）（農産物検査の結果の通知） 第19条 農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を請求者に通知するものとする。 なお、農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。第20条～第39条 （略）制 定 令和○年○月○日一部改正 令和○年○月○日別記様式 （略） | （略）（農産物検査の結果の通知等）  検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。  なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。 （１）請求者氏名及び住所 （２）検査結果別数量 （３）格付理由（４）検査年月日  |
|  |  |

　別紙２　地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル　（略）別紙３　農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル　（略）別紙４農産物検査の検査結果等報告マニュアル別表様式第1号～８号（略）様式第13号～14号（略） |